

大森建設組合 共済給付一覧表

2023年4月1日施行

給付の種類		給付金額	給付の種類		給付金額	
組合員傷病見舞金 (入院1日につき) ①1回あたり30日を限度 ②年度内、90日を限度 ③通算、270日を限度 ※同一疾病の場合は、1回あたりの限度内で給付	日額1,000円	組合員敬老祝金	80歳	20,000円		
			88歳	30,000円		
			100歳	50,000円		
		組合員事故入院見舞金 (事故発生日から180日以内の1日以上入院で180日を限度)	日額1,000円	65歳未満	日額1,000円	
65歳以上	日額500円					
組合員成人祝金	20,000円	配偶者死亡見舞金		50,000円		
組合員結婚祝金	30,000円	配偶者死亡供花料給付		20,000円		
出生祝金	30,000円	子の死亡見舞金		50,000円		
就学祝金 (小学校入学時)	20,000円	子の死亡供花料給付		20,000円		
卒業祝金 (中学校卒業時)	20,000円	子の死亡見舞金		20,000円		
65歳以上組合員死亡見舞金	150,000円	親の死亡見舞金		20,000円		
組合員死亡見舞金	65歳未満	1,000,000円	交通災害見舞金 交通事故による死亡		1,000,000円	
	65歳以上	500,000円			40,000円～1,000,000円	
組合員事故死亡見舞金	65歳未満	1,000,000円	交通事故による後遺障害		40,000円～1,000,000円	
	65歳以上	500,000円			交通事故による入院 (発生日から180日以内の連続入院5日目より180日を限度。1～4日目はお通院給付)	日額3,000円
組舞合金員上死積見付	組合加入後3年未満 組合員の死亡	50,000円	住宅災害見舞金 交通事故による通院 (発生日から180日までの実通院90日分を限度)		日額1,500円	
	組合加入後3年以上10年未満 組合員の死亡	80,000円			火災等 全焼・全壊 半焼・半壊 一部焼失・一部損壊 ※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限	1,000,000円
	組合加入後10年以上 組合員の死亡	150,000円				900,000円
組合員死亡供花料給付		20,000円	一部焼失・一部損壊 300,000円		300,000円	
組合員重度障害見舞金	65歳未満	1,000,000円	風水害等 全壊・流失 半壊 一部損壊 床上浸水 ※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限		300,000円	
	65歳以上	500,000円			150,000円	
組合員事故障害見舞金	65歳未満	40,000円～1,000,000円	地震等 全焼・全壊 半焼・半壊 一部焼失・一部損壊 ※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限		30,000円	
	65歳以上	20,000円～500,000円			150,000円	
組合員弔慰見舞金	組合員死亡	60,000円	※部分被害の場合、損害割合に応じて上記金額を上限		100,000円	
	配偶者死亡	40,000円			50,000円	
	子の死亡	20,000円			10,000円	
	親の死亡	6,000円			6,000円	

※下線網掛けの共済はこくみん共済coop(全労済)からの給付となりますので、給付の基準及び認定はこくみん共済coop(全労済)の定める規定によります。また、以下の①～③に該当する場合、受給の資格がありません。

- 2002年8月以降に加入した組合員が、満75歳に達したとき。
- 組合加入時に満60歳以上であった組合員。
- 組合員重度障害見舞金を受給した組合員。

給付請求にあたっては、裏面のご案内を必ずお読みください

【組合共済給付請求手続きのご案内】

※組合加入後、6か月が経過した組合員が給付の対象となります。（ただし、こくみん共済 coop〈全労済〉から給付されるものは別途定めによる）

※給付の事項が発生してから2年経過しても請求がない場合、受給の資格を失います。

※定められた組合費・共済費等が期日までに納付されていない場合、受給の資格を失います。

※花輪（生花）の現物給付は行なわず供花料給付（定額 20,000 円）として実施しますので、花輪（生花）は施主様をご手配ください。2023 年（令和 5 年）4 月 1 日以降に発生したものからが対象です。それ以前に発生したものは従前の給付となります。

《給付請求事項が発生したら》 ①と④が組合員の皆さんが行う手続きです。

- ①事由発生 の報告・・・部会登録組合員は → 担当役員へ
グループ登録組合員は → 事業所代表者へ
個人登録組合員は → 組合事務所へ
- ②組合への報告・・・担当役員・事業所代表者は組合へ報告
- ③給付請求書送付・・・組合事務所から対象となる組合員へ給付請求用紙を送付
- ④給付請求書提出・・・請求用紙に記入の上、必要書類を添付して組合へ提出
- ⑤給付・・・組合員ゆうちょ銀行口座へ振り込み
・毎月 15 日までに組合へ提出されたものを月末に振り込みます。翌月初旬入金されます。

※傷病見舞金（入院給付）の請求は、入院期間がわかる書類（退院証明書等）を添付してください。

※給付の請求に必要な書類は、組合事務所にお尋ねください。

※式の当日にお届けする「上積給付」以外の共済給付は、ゆうちょ銀行口座への振り込みとなります。

※こくみん共済 coop〈全労済〉からの給付については、別途必要書類を案内いたします。

組合員死亡見舞金の給付に関わる受取人事前指定のお願い

組合共済のうち、こくみん共済 coop〈全労済〉から給付される組合員死亡見舞金は、法定相続人順位が上位の方を受取人として給付が行なわれます。

配偶者が存在しない場合、提出書類が増えて手続きに時間を要します。また、給付額の減額が発生する場合があります。配偶者がいない組合員の皆さんは、受取人の事前指定をしてください。

受取人の事前指定の手続きについては、組合へお尋ねください。